

大阪府軽費老人ホーム生活費取扱基準

大阪府軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第112号）第17条第1項第2号及び附則第9条第1項第2号並びに第17条第3項及び附則第9条第3項の規定により、軽費老人ホーム（指定都市及び中核市の区域内に所在するものを除く。）が入所者から支払いを受ける生活費の上限額を次のとおり定める。

1 生活費（月額）

地 域	軽費老人ホーム （ケアハウス）	軽費老人ホームA型
岸和田市、池田市、泉大津市、貝塚市、守口市、茨木市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、島本町、忠岡町、熊取町、田尻町	51,804 円	60,144 円
	冬期加算額 2,100 円	
阪南市、豊能町、能勢町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村	49,364 円	57,454 円
	冬期加算額 1,910 円	

注 冬期加算額は、11月から翌年3月までの間算定するものとする。

2 附則

- この基準は、令和8年8月1日から適用する。